

外国人技能実習機構における技能実習生 に対する相談等の支援

(令和3年7月13日)

外国人技能実習機構
技能実習部援助課

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ**(**4～5年目の技能実習の実施**)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

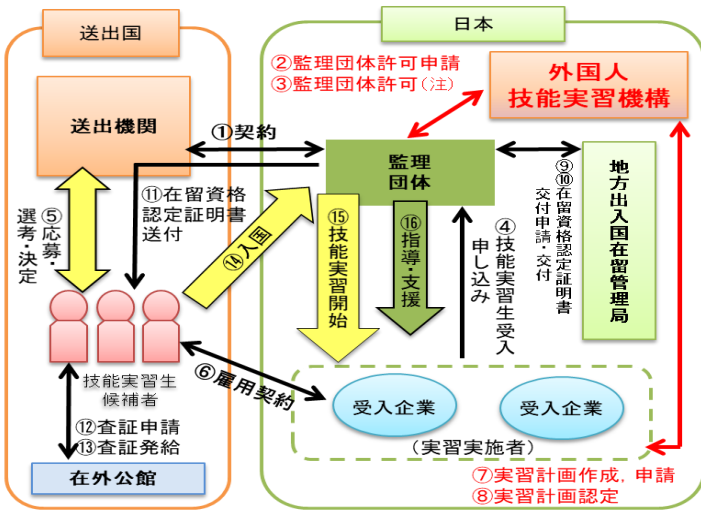
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約38万人在留している。
※令和2年末時点

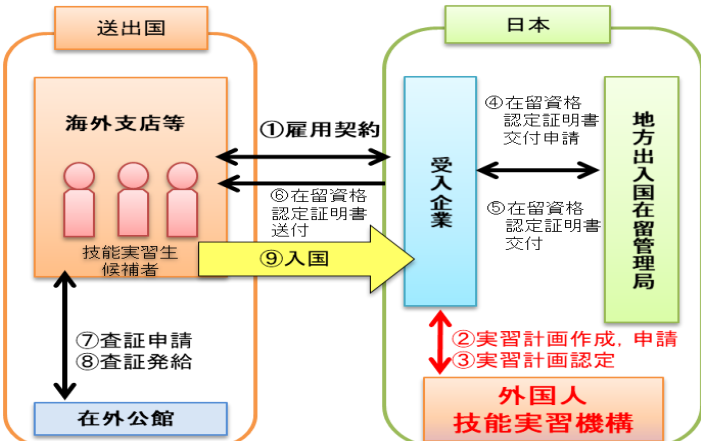
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

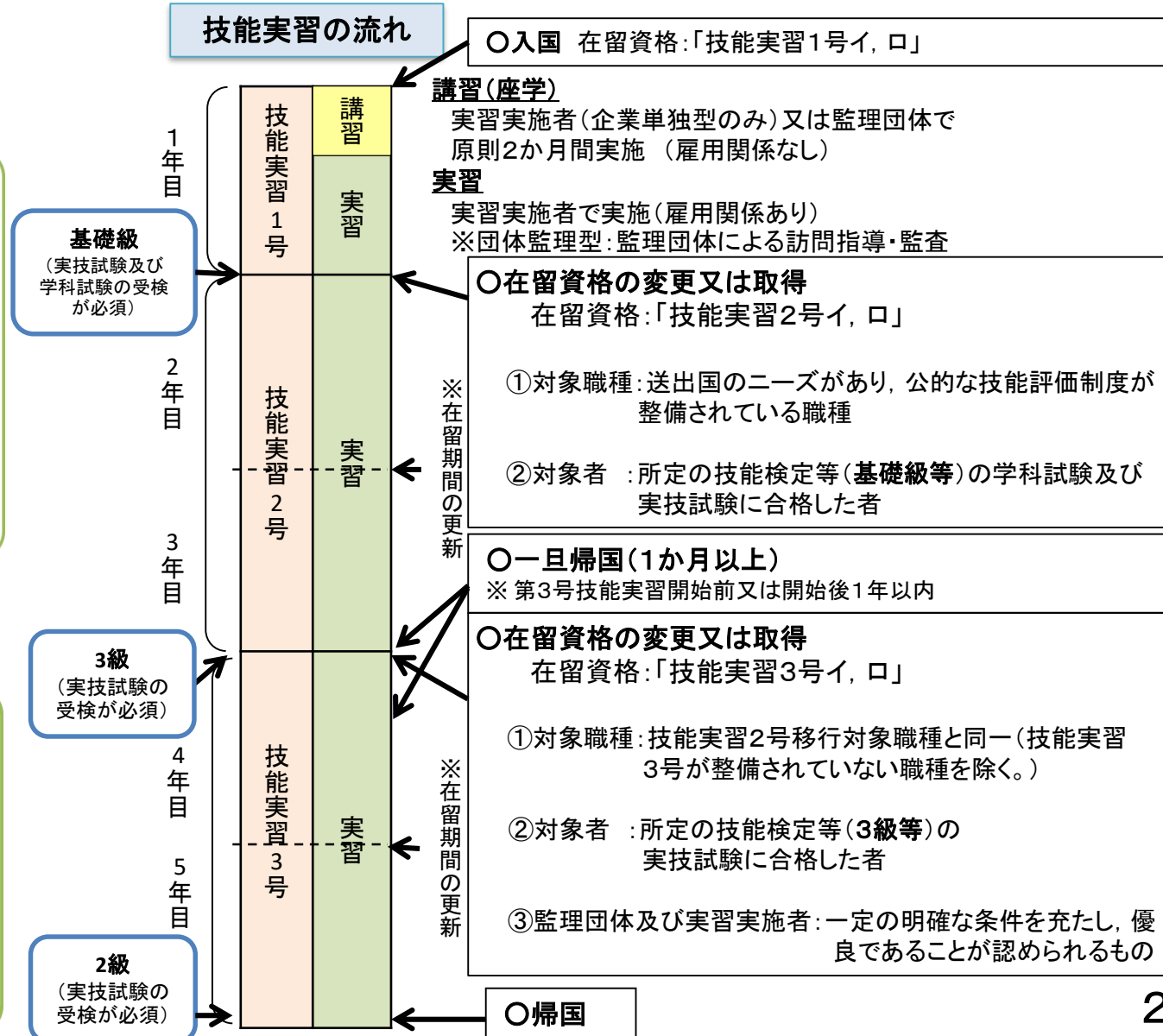


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



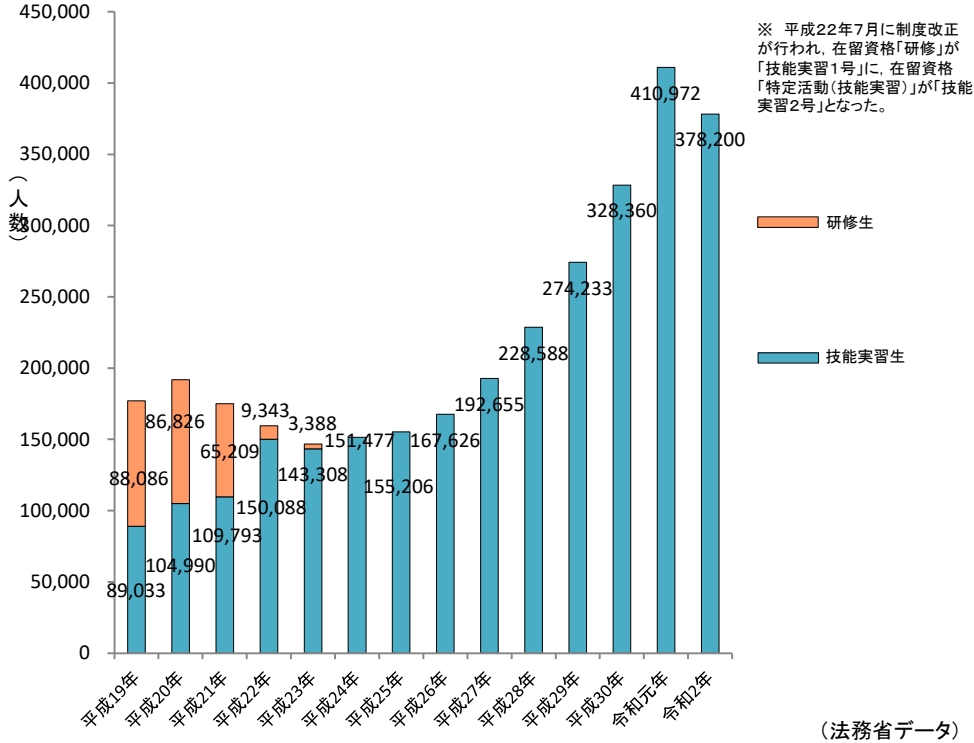
技能実習の流れ



技能実習制度の現状

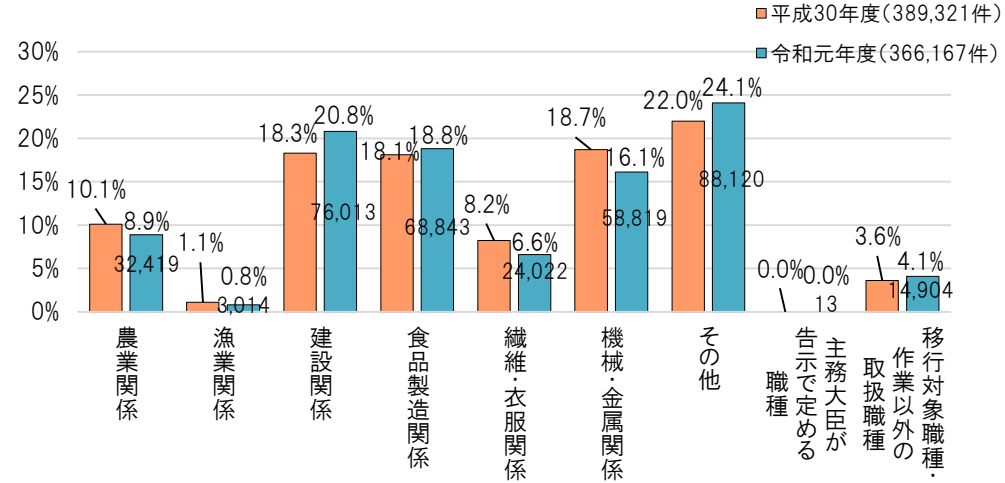
1 令和2年末の技能実習生の数は、378,200人

研修生・技能実習生の在留状況



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

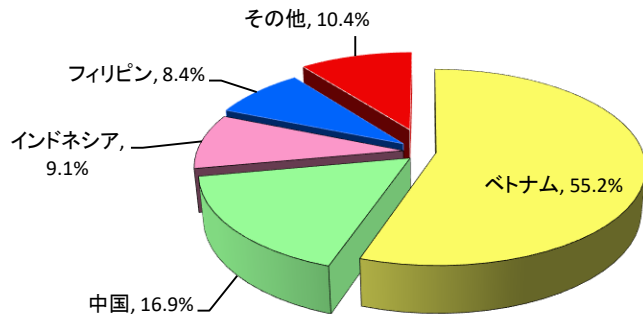
職種別「計画認定件数(構成比)」



※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊の職種が含まれる。
※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

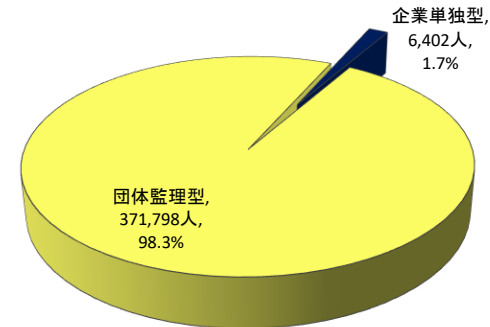
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③インドネシア

令和2年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.3%

令和2年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

根拠

- 主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない（技能実習法 7 条 1 項）
- 基本方針に掲げる事項（技能実習法 7 条 2 項）
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
 - ・ 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

基本方針の概要

（※）は、衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

（1）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

- ・ 技能実習制度の見直しの経緯，技能実習法の概要，技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

（2）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

- ・ 技能実習計画（認定制の趣旨，実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止，技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出（※）等），実習実施者（実施の届出，技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止（※），労働時間に係る労働法令違反の禁止（※），技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止（※）），監理団体（許可制の趣旨，留意事項），優良な実習実施者及び監理団体（第 3 号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大の趣旨），技能実習生の保護（通報・申告・相談対応，技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援（※），第 3 号技能実習移行時の実習先の選択），国レベルでの取決め（送出国政府との取決めの作成）

（3）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

- ・ 国の役割，外国人技能実習機構の役割・業務，事業所管大臣等との連携，地域協議会，対象職種，技能実習評価試験，特定の職種に係る技能実習の適正な実施（介護についての適切な対応策（※））及び技能実習生の保護を図るための施策

（4）技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

- ・ 技能等の移転を図るべき分野，技能等の移転の推進に係る調査，好事例の収集・分析，修得等した技能等の見える化

（5）その他

- ・ 技能実習生の適正な在留の確保，地域社会との共生の推進，関係機関との連携

援助課の業務

技能実習生に対する援助・支援業務を実施。

移行対象職種・作業の追加、受験手続支援

移行対象職種・作業の追加

- ・技能検定における検定職種に該当しない職種（移行対象職種）の追加に係る業務
- ・職種は、厚生労働省人材開発統括官が参集する専門家会議を経て、技能実習法施行規則で規定
- ・申請者（業界団体等）に対する相談・助言等を厚生労働省と共に実施

受験手続支援

- ・技能実習の各号における受験予定及び結果について、監理団体と試験実施機関（都道府県職業能力開発協会及び業界団体等）との取り次ぎ
 - ①監理団体（受験予定）→ <機構> → 試験実施機関
 - ②試験実施機関（合否結果）→ <機構> → 監理団体
- ・受験支援システムの運営

技能実習生に対する相談等の支援

相談（母国語相談）

- ・8カ国語による母国語相談を実施。電話、留守番電話、メール、手紙等に対応
- ・申告窓口
- ・母国語相談システムの運営
- ・技能実習生手帳の作成・配布
- ・地方事務所における相談（面談、電話、手紙）、援助業務の総括

実習先変更支援

- ・実習実施者等の都合により技能実習を行わせることが困難となった場合、3号移行時に実習先の変更を希望する場合に実習先の変更を支援
- ・実習先変更支援サイトを運営

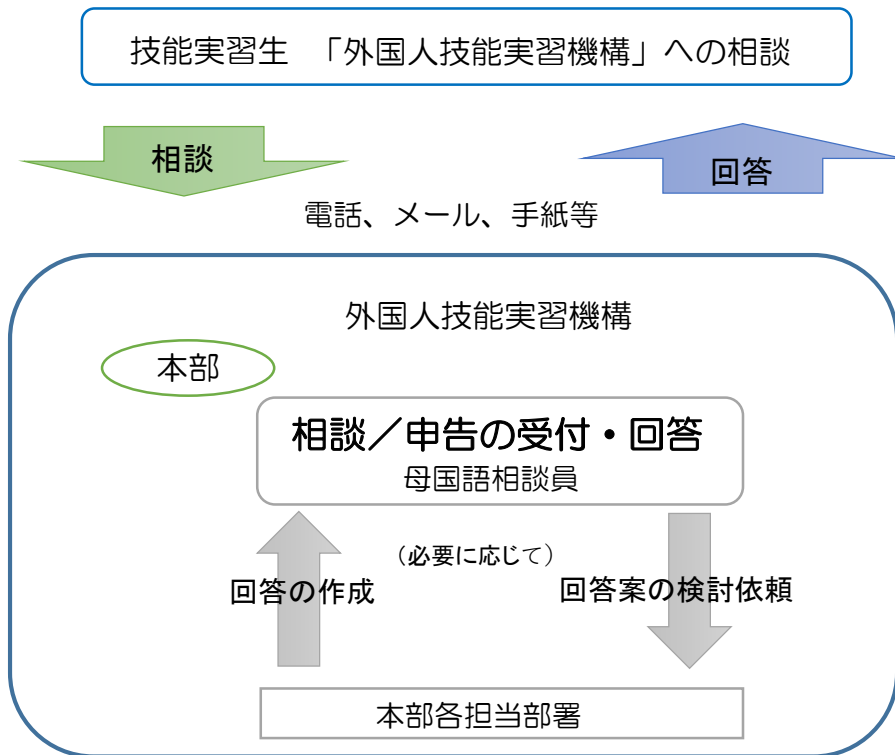
宿泊支援

- ・監理団体又は実習実施者からの不適正な行為、実習実施者の経営上の都合などやむを得ない事情により宿泊先がない実習生に対して支援
- ・一定期間の宿泊場所提供、生活支援金の支給

機構に対する技能実習生からの相談について

- 母国語での相談／申告の窓口を設置し、全国の技能実習生からの相談等に対応。相談内容に応じて助言・指導又は情報提供等を行い、必要に応じて保護を行うなど、日本での技能実習の継続とその修了を支援。
- 本部において、常設の母国語による相談窓口を設置。言語ごとにフリーダイヤル番号を設定。専用メールアドレス及び留守番電話等で24時間の相談を受付。

母国語相談のイメージ

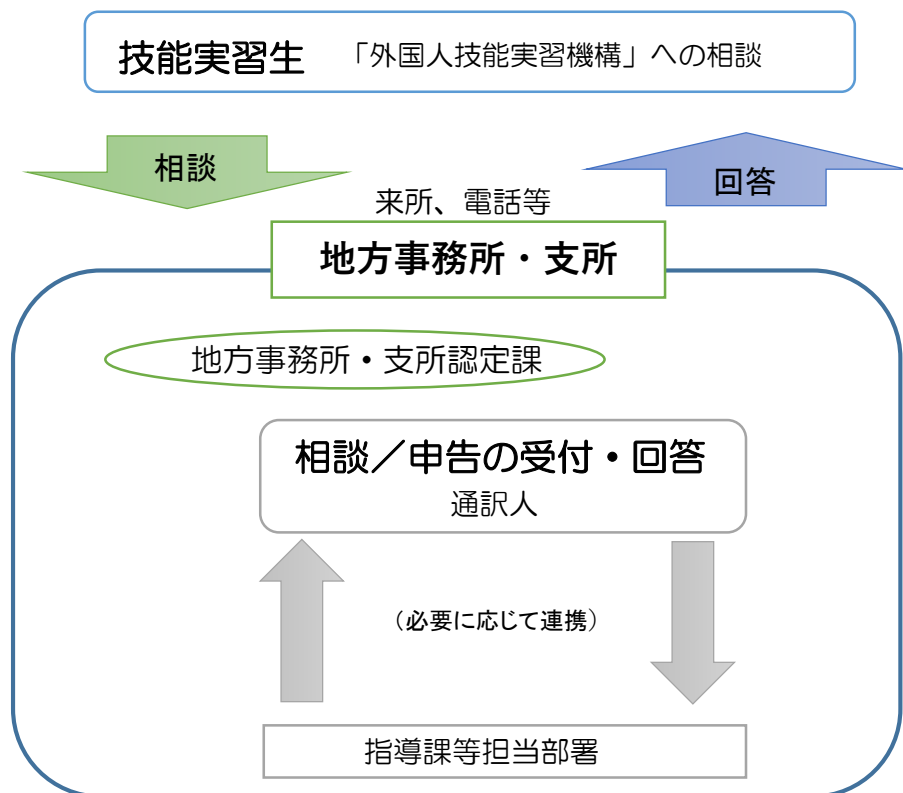


言語	対応曜日	対応時間
ベトナム語	月・火・水・木・金・土	月曜日～金曜日 11:00～19:00
中国語	月・水・金・土	
インドネシア語	火・木	
フィリピン語	火・木・土	土曜日、日曜日 9:00～17:00
英語	火・木・土	
タイ語	木・日	
カンボジア語	木	
ミャンマー語	火	

※1 留守番電話及び電子メールについては、受付日であるか否かを問わず毎日チェックを行う。

※2 7言語(英語除く)で技能実習生の約99%に対応。

- 地方事務所・支所等に、技能実習生が来所等を行い相談を行った場合、必要に応じて通訳人を介して相談対応を行う。



相談については、

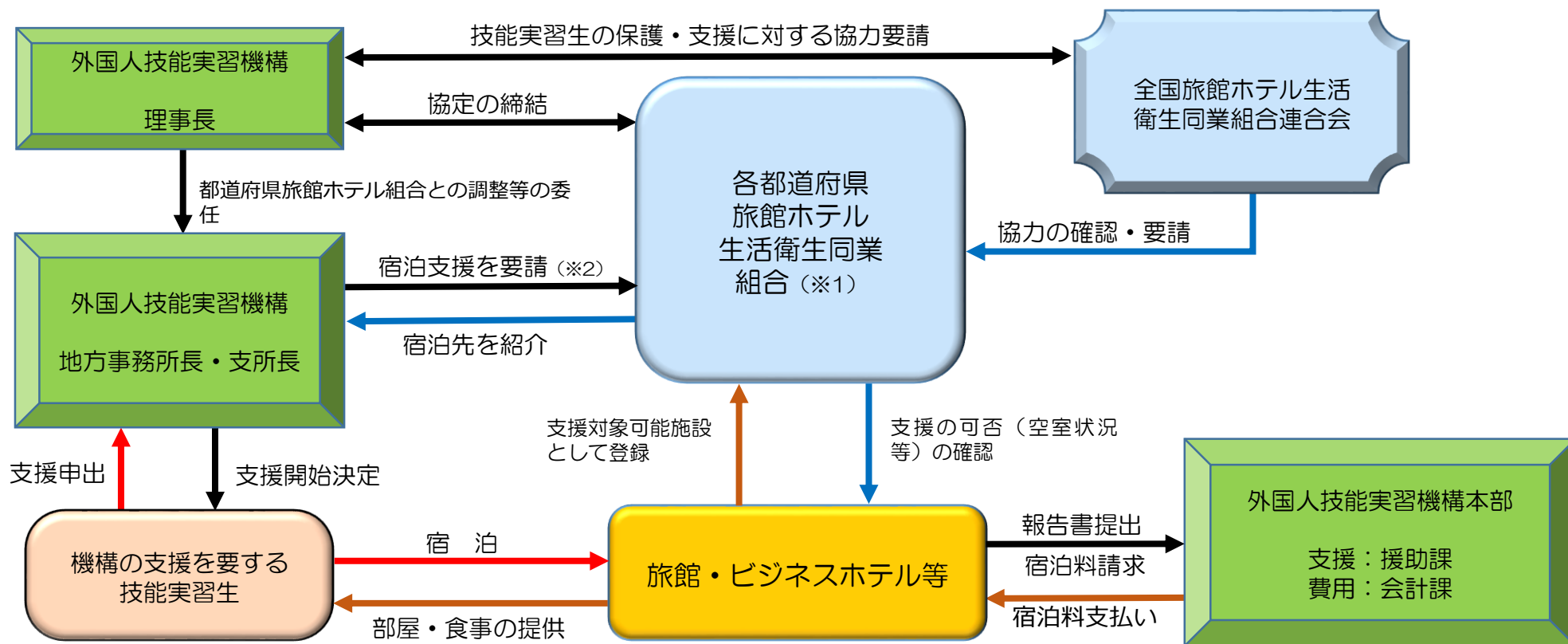
- ・ 人権侵害行為があると思料される場合
- ・ 法令違反があると思料される場合
- ・ 上記2つ以外の場合

※ 監理団体が技能実習生の保護を行わない等の場合、機構から宿泊先を提供する

※ 相談業務における通訳人については、地方事務所等配置の委嘱通訳人の他、通訳人名簿登載者等に依頼

宿泊援助について

- 技能実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合において、外国人技能実習機構として、技能実習生の保護を行う。



(※1) 外国人技能実習機構地方事務所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）・支所（水戸、長野、富山、松山、熊本）のある地域及び大都市圏周辺地域（地方事務所等が支援可能な範囲内（千葉県、埼玉県、神奈川県、兵庫県、奈良県）にある旅館・ビジネスホテル等）

(※2) 支援が必要な技能実習生がある場合に、組合と連絡が取れない等やむを得ない事情があるときは、直接、支援対象可能旅館等に連絡することがある。

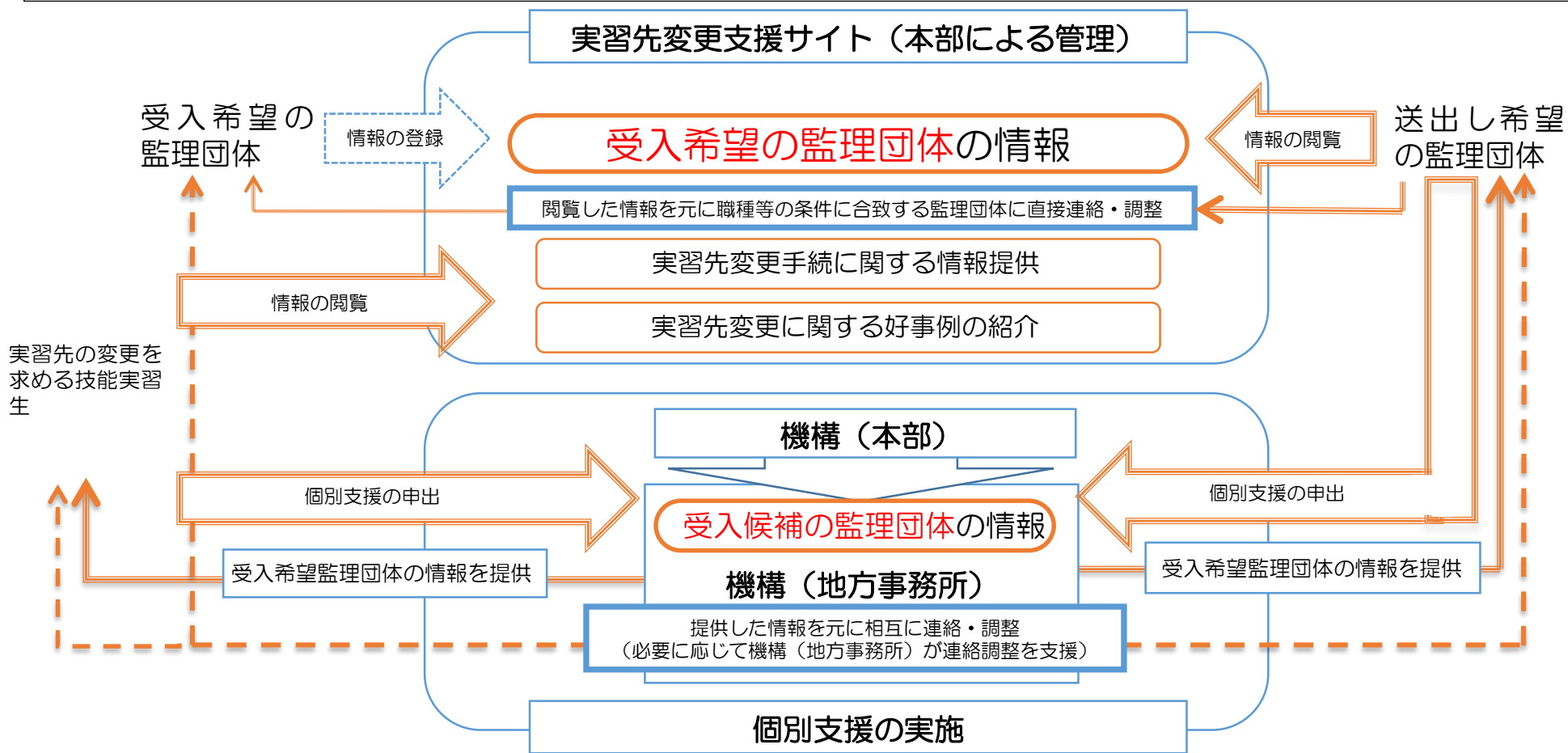
実習先変更支援について

○ 技能実習生に実習先変更の必要が生じた場合※、新しい実習先に技能実習生を速やかに転籍させることができるよう、機構は監理団体等に対して必要な情報提供を行う。

- ・ 実習先変更支援サイトを開設し、受入希望監理団体の情報を提供
- ・ 申出により、個別支援として受入希望監理団体の情報を提供

※ 「技能実習実施困難時届出書（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする場合

第3号技能実習に移行を希望する技能実習生が監理団体に対して新たな実習実施者での技能実習を希望する申し込みをした場合



申告・支援等件数（参考1）

申告	母国語相談	宿泊支援	実習先 変更支援	支援サイト 登録	技能実習生手帳 作成部数
78件 (223件)	13,353件 (11,001件)	22件 (71件)	49件 (110件)	879件 (1,844件)	約10万部 (約69万部)

※ 令和2年度実績（速報値）

※（ ）は、令和元年度までの累計

参考：令和元年度申告件数 133件
 令和元年度母国語相談件数 7,452件
 令和元年度宿泊支援件数 43件
 令和元年度実習先変更支援件数 54件

母国語相談・対応連絡先（参考2）

			母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～土	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木	0120-250-366	http://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火	0120-250-302	http://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

手紙の送付先：〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 外国人技能実習機構技能実習部援助課